

令和4年(ラ)第427号 記事削除仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件(原
審・名古屋地方裁判所令和4年(ヨ)第10007号)

決 定

名古屋市南区豊田五丁目17番10号

抗 告 人	オハラ樹脂工業株式会社
同代表者代表取締役	尾 原 慶 則
同代理人弁護士	石 井 藤 次 郎
同	金 子 浩 子

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館402

相 手 方	J M I T U 愛 知 支 部
	(以下「相手方支部」という。)

同代表者執行委員長	平 田 英 友
-----------	---------

名古屋市南区豊田五丁目17番10号

相 手 方	JMITU愛知支部オハラ樹脂工業分会
	(以下「相手方分会」という。)

同代表者分会長	朝 倉 健 次
上記兩名代理人弁護士	福 井 悦 子
同	稲 垣 仁 史
同	中 川 匡 亮

主 文

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。

2 主位的請求

- (1) 相手方らは、本決定送達の日から3日以内に、原決定別紙記事目録記載1ないし5の各記事を仮に削除せよ。
- (2) 相手方らは、前項の命令に違反した場合には、原告人に対し、連帯して、1日あたり10万円の割合による金員を支払え。

3 予備的請求

- (1) 相手方らは、本決定送達の日から3日以内に、原決定別紙記事目録記載1ないし4及び6の各記事を仮に削除せよ。
- (2) 相手方らは、前項の命令に違反した場合には、原告人に対し、連帯して、1日あたり10万円の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は、特に断りのない限り、原決定の例による。）

- 1 本件は、原告人が、原告人の従業者らが加入する労働組合である相手方分会及びその上部団体である相手方支部に対し、相手方らのウェブサイトに掲載された各記事が原告人の名誉及び信用を毀損すると主張して、人格権（名誉権）に基づく妨害排除請求として、主位的に本件記事1ないし5、予備的に本件記事1ないし4及び6（本件記事6は本件記事5の一部分である。）を仮に削除することを求めるとともに、仮処分の目的を達するために、あらかじめ間接強制の決定を得ることが必要であると主張して、仮処分命令に違反した場合、1日あたり10万円の割合による間接強制金の支払を求める事案である。

原審が本件申立てをいずれも却下したところ、原告人が即時抗告した。

- 2 本件抗告の理由は、別紙「主張書面(1)」に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件申立てはいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次の2のとおり原決定を補正する（抗告理由に対する判断を含む。）ほかは、原決定の「理由」の第2の2及び第3に記載するとおりであるから、これを引用

する。

2 原決定の補正

- (1) 原決定3頁25行目の「保全異議においては」の次に「、同年11月25日」を加える。
- (2) 原決定9頁16行目の「伊東名義」を「伊東雅弘（以下「伊東」という。）名義」に改める。
- (3) 原決定11頁15行目の「朝倉健次」の次に「(以下「朝倉」という。)」を加える。
- (4) 原決定12頁6行目から7行目にかけての「概ね真実であると認められる」を「概ね真実であり、少なくとも相手方らにおいて真実であると信じたことが相当であると認められる」に改める。
- (5) 原決定12頁9行目の「後掲各証拠」の次に「(なお、証拠番号については枝番を含む。以下同様。)」を加える。
- (6) 原決定12頁17行目の「日比鉄也」の次に「(以下「日比」という。)」を加える。
- (7) 原決定14頁5行目の「尾畑安史」の次に「(以下「尾畑」という。)」を加える。
- (8) 原決定17頁19行目の「尾畑安史」を「尾畑」に改める。
- (9) 原決定18頁11行目の「谷川誠一」の次に「(以下「谷川」という。)」に改める。
- (10) 原決定19頁5行目の「9時頃」を「午前9時頃」に改める。

3 抗告人は、その他にもるる主張するが、いずれも前記1の判断を左右しない。

第4 結論

よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和5年1月6日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 土 田 昭 彦

裁判官 西 野 光 子

裁判官 秋 吉 信 彦

これは謄本である

令和5年1月10日

名古屋高等裁判所

裁判所書記官 中島貴子

